**ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況**

　※　１～３．の全項目について、該当するものに○を付けること。

　※　それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・

　　　変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

* 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

**件名：鎌倉・藤沢エリアにおける旅行者の意識と行動変容への取組みに関する実証事業**

**１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等**

　　○プラチナえるぼしの認定を取得している。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【　該当 ・ 該当しない　】

〇３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【　該当 ・ 該当しない　】

　　○２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

　　　　　　　　　　　　　　　　【　該当 ・ 該当しない　】

　　○１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

　　　　　　　　【　該当 ・ 該当しない　】

　　○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

　　　【　該当 ・ 該当しない　】

**２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定**

　　○「プラチナくるみん認定」を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

　　○「くるみん認定」（令和４年４月１日以降の基準）を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

　　○「くるみん認定」（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）を取得している。

【　該当 ・ 該当しない　】

　　○「トライくるみん認定」を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

　　○「くるみん認定」（平成29年３月31日までの基準）を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

**３．若者雇用促進法に基づく認定**

　　○「ユースエール認定」を取得している。 【　該当 ・ 該当しない　】

令和　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官　関東運輸局長　殿